

令和6年8月9日

支出負担行為担当官  
 防衛省大臣官房会計課  
 会計管理官 福田 裕之  
 (公印省略)

## 再 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-112	国際社会に向けた動画による情報発信の分析・支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和6年9月6日（金）11：15

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
 (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」のとおり。  
 (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
 (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
 (4) 入札に関する条件 仕様書5(1)～(4)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.1(2)ア～ウに定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年8月20日（火）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。  
 ただし、支担官第258号（令和6年6月28日）の入札において適合と認められている場合は提出不要とする。  
 (5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和6年8月27日（火）12：00までに提出しなければならない。  
 ただし、支担官第258号（令和6年6月28日）の入札において適合と認められている場合は提出不要とする。  
 (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年9月4日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。  
 (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲

渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

# 仕 様 書

件名	国際社会に向けた動画による情報発信の分析・支援業務	作成年月	令和6年6月
		作成課	大臣官房広報課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省大臣官房広報課より依頼を受けた受注者が行う、「国際社会に向けた動画による情報発信の分析・支援業務」（以下「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 一般事項

本仕様書は、本役務に適用する。受注者は、契約の履行に当たり、この仕様書及び契約書の内容を十分理解した上で、各要素を満たさなければならない。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

#### (1) 引用文書

##### ア 法令等

- (ア) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- (イ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (ウ) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）
- (エ) 著作権法（昭和45年法律第48号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 概要

防衛省・自衛隊は、各国との共同訓練・演習、二国間・多国間会議、能力構築支援事業及び防衛装備・技術協力等の防衛協力・交流をはじめとする取組について、国際社会への情報発信を強化しており、特に、動画による情報発信に注力している。一方で、係る動画内容については様々な課題

や改善すべき点が山積しているものと認識しており、この情報発信をさらに効果的に進めるため、専門的な知見を有する受注者の視点から、従来の防衛省・自衛隊による動画による情報発信について分析評価を行ったうえで、当該分析評価結果を踏まえた動画を作成し、今後の情報発信に資する改善提案を行う。

## 2.2 役務に関する要求事項

### (1) 防衛省・自衛隊が行う動画による情報発信に対する分析評価

官側が指定した20件を基準とした動画に関して、主に視覚的効果や、制作サイドの狙いが適切に動画内容に反映されているか等の観点から分析評価を行い、当該分析評価結果を踏まえ、今後の動画制作の課題や動画の発信方法を含む改善策を整理した上で、より正確かつ効果的な動画による情報発信を行うための提案を官側に対して行う。分析評価の視点としては、国際社会一般及び他国国防省・軍で制作した動画コンテンツのトレンドや傾向を踏まえたものとする。

### (2) 動画制作

#### ア 制作コンセプト

本役務により制作する動画は、次のコンセプトに適合するものとする。

- (ア) 防衛省・自衛隊が行う各国との共同訓練・演習、二国間・多国間会議、能力構築支援事業及び防衛装備・技術協力等の防衛協力・交流をはじめとする取組について、国際社会からの認知・関心を高め、二国間及び多国間との防衛協力・交流の重要性、我が国の防衛の必要性に対する理解、共感並びに防衛省・自衛隊に対する親近感・信頼感を獲得することを目的とする。
  - (イ) 防衛省・自衛隊がこれまで発信した動画について、視聴回数等の視聴者の反応も見つつ、それらに対する分析及び2.2(1)の分析評価結果を踏まえたうえで、より訴求力を持つ映像とし完成させること。
  - (ウ) 動画を通して、防衛省・自衛隊に対する関心の有無にかかわらず、視聴者が思わず見入ってしまうような内容とするとともに、動画視聴後に、防衛省・自衛隊への興味、関心を喚起させ、防衛省・自衛隊による他の関連動画も視聴したくなるような創意工夫を凝らした映像に仕上げること。
  - (エ) 防衛省・自衛隊のアセット（戦車、艦艇、航空機等の装備品）、防衛省・自衛隊による活動及び他国国防省・軍との協力・交流の様子を、躍動感があり、かつ迫力ある映像により表現すること。
  - (オ) 動画そのものの訴求力が重要であり、特に冒頭部分の映像や構成

を重視すること。また、長期間にわたり動画を活用できるような構成とすること。

イ 企画

受注者は、制作動画ごとに、官側と協議の上、2.2(2)アをもとに官側と調整し、制作スケジュールを提案すること。

ウ 制作本数

表1に示す5本を基準とする。

表1

No.	撮影想定場所	撮影想定期間
1	①沖縄県、②鹿児島県、③大分県、 ④福岡県、⑤埼玉県	10月下旬から11月上旬までの間の2週間程度※同時期に5箇所での撮影を実施。
2	①ジブチ共和国及びヨルダン ②ケニア共和国	11月から12月までの間の2週間程度※同時期に2箇所での撮影を実施。
3	埼玉県及び関東近郊	10月下旬から11月中旬までの間の数日間程度
4	アメリカ合衆国（西海岸）	10月中旬から11月中旬までの間の3週間程度
5	インド	10月中旬の1週間程度

※なお、上記4及び5の撮影中の宿泊場所は官側施設を想定。

エ 動画時間

1本あたり以下の3種類とする。

- (ア) 通常版（3～5分を基準）
- (イ) (ア)の内容を短縮したダイジェスト版（1分を基準）
- (ウ) (ア)の内容を短縮したSNS等配信用ショート版（30秒を基準）

オ 動画撮影

撮影は、官側受け入れ部隊等のスケジュールに応じて、現地に赴き撮影することとし、360°全方位カメラ、超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等の映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、全て4K画質で実施するものとする。また、官側の指示により取材に必要な事前申請等を実施するものとする。撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行い、ドローンの操縦には有資格者を充てること。なお、撮影に係る一切の費用（交通費及び宿泊費、人件費、

機材調達費等) は本契約に含めるものとする。

#### カ 動画編集

受注者は 2.2(2)アにより、受注者が撮影した動画等により官側の指示のもとに実施するものとし、編集の結節及び編集終了時には官側の承認を受けるものとする

#### キ テロップ

日本語及び英語によるテロップを入れ、日本語原稿の翻訳及び英語を母語とする翻訳者によるネイティブ・チェックを必ず行い、英語原稿について官側のチェックを受けること。また必要に応じて、官側から受注者に対して、英語以外の他言語の原稿を提供し、当該言語でのテロップ入れを依頼する。

#### ク BGM

2.2(2)アも踏まえ、必要に応じて映像と調和する効果的なBGM及び効果音を使用すること。BGMの使用に関しては、基本的にオリジナル音源かフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受注者の責任において必要な許諾手続を行うこと。

#### ケ 演出

受注者は、2.2(2)アをもとに相応しい演出を加えること。

#### コ ナレーション

必要に応じて日本語及び英語によるナレーションを入れること。ナレーションを入れる際は、官側と事前に調整する。また必要に応じて、官側から受注者に対して、英語以外の他言語の原稿を提供し、当該言語でのナレーション入れを依頼する。

#### サ 校正

受注者は、完成までに官側による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

#### シ 納品

完成した動画については、その都度、官側の指定の形式により、メール等にてデータで納品すること。なお、完成した動画について、全体の納品に加え、官側の指示により、分割して納品すること。

#### ス データサイズ

1920\*1080 ピクセル (mp4 データ)、動画の縦横比 (アスペクト比) は 16 : 9 とする。

### (3) 2.2(2)により制作した動画のフィードバック

本役務で制作した動画に関して、動画・画像の撮影及び編集時のポイントや技術、応用可能なアイデアを官側に提示する。

(4) 工程及び日程管理等

ア 工程管理者の指定

受注者は、契約締結後速やかに、官側との連絡調整を行う工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に提出する。工程管理者に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、速やかに新たな工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に提出する。

イ 工程・日程管理

受注者は工程表の案を作成して官側に提出し、その承認を得てから作業を進行する。なお、工程に変更が生じる場合は、遅滞なく工程表を改定して官側の承認を得なければならない。

ウ 連絡調整

受注者は官側との連絡を密にし、必要に応じ官側に指示を求めるものとする。

エ 実施体制表の作成

本契約の締結後、受注者は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出すること。また、実施体制に変更が生じる場合は、遅滞なく官側と協議を行い、変更後の実施体制表を提出すること。実施体制表の作成に当たっては、同時期に、異なる国・地域で撮影を行えるようによく留意すること。

(5) 納入関連

ア 制作等期間

(ア) 2.2(1)の防衛省・自衛隊による動画による情報発信に対する分析評価

契約締結日から令和6年9月30日まで

(イ) 2.2(2)の動画制作及び2.2(3)の制作した動画のフィードバック  
令和6年10月1日から令和7年3月28日まで（制作した動画の納品を撮影後1か月以内に行うものとする。）

イ 納入場所

防衛省大臣官房広報課

納品は官側が指定する方式によるものとする。

ウ 検査

この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

### 3 契約条件等

- (1) 本役務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを原則禁止とする。ただし、再委託の相手方の名称、住所、再委託する理由、再委任する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について、官側が了承した場合はこの限りではない。
- (2) 海外の業者に委託することは認めない。
- (3) 受注者は応礼の条件として、直近1年間の動画の作成実績（当該動画の発注者からの依頼に基づき新規に撮影し作成したものに限り）及びそのデータを提出もしくは動画配信サイト等で視聴可能なURLを記載すること。

### 4 本役務における提出文書等

表2に示す提出文書等の内、2以外については電子媒体（一太郎Government9, Microsoft Word 2019, 同Excel 2019, 同PowerPoint 2019で読み込み可能な形式及びPDF形式）で官側に提出し、官側の承認を得ること。また、作業の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が報じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。なお、提出文書等は官側と協議の上、電子メール等での提出も可とする。

表2

No.	作業内容	報告、納入物	納入期限
1	防衛省・自衛隊による動画による情報発信に対する分析評価（2.2(1)関連）	分析評価、改善提案をまとめたレポート 電子媒体：1部	契約締結日から令和6年9月30日までの間
2	制作動画（2.2.(2)関連）	制作の都度、官側の指定の形式により、メール等にてデータで納品	令和6年10月1日から令和7年3月28日までの間（各制作動画につき、撮影後1か月以内とする）
3	制作した動画のフィードバック（2.2.(3)関連）	動画撮影・編集におけるポイント、技術及び官側が応用可	令和7年3月28日（2.2.(2)の全制作動画納品後）

		能なアイデアをまとめたレポート 電子媒体：1部	
4	工程管理者の指名及び工程表案(2.2(4)関連)	電子媒体：1部	契約締結後速やかに
5	実施体制表(担当者名簿、体制図)(5関連) ※担当者・体制図に変更があれば都度提出すること。	電子媒体：1部	契約締結後速やかに
6	直近1年間の動画作成実績(3.(3)関連)	電子媒体：1部	応札時

## 5 業務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- (1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が本役務(要求する特定の経験、資格、業績等)を行える能力を有すること
- (3) 上記(1)の業務従事者が、前記(2)に掲げるもののほか、履行に必要もしくは有用な、または背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- (4) 前記(3)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 6 情報保全

### 6.1 契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- (1) 受注者は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとす

ること。また、役員等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。

(2) 受注者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

ア 契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報が、  
 秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

イ 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

ウ 官側が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対し指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

(3) 保護すべき情報については表3のとおりとする。

表3 保護すべき情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
契約を履行する一環として得られた情報のうち官側が指定するもの	個別事業の計画、動画制作にあたり撮影した動画・画像データのうち官側が指定するもの	同左

## 7 官側の支援

受注者は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- (1) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- (2) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- (3) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- (4) その他契約履行に必要な事項

## 8 その他

### 8.1 法令順守

本役務の遂行にあたっては、民法、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関個人情報保護法、番号法等を遵守し履行すること。

なお、本役務で作成した動画は主に配信用として使用することとし、防衛省・自衛隊の各ホームページ及び各SNSアカウントにおいて配信を行うものとする。また、これら以外に、防衛省庁舎内のデジタルサイネージ等での放映についても行う場合がある。

なお、本役務において制作する動画に係る一切の権利はすべて官側に帰属するものとし、受注者は、官側が動画を利用することにあらかじめ同意するものとする。

本役務において制作する動画に第三者が著作権を保有する著作物（以下「第三者著作物」という。）が使用される場合は、受注者は、本役務に第三者著作物を使用すること及び第三者著作物を使用し受注者が制作する動画に係る一切の権利が官側に帰属することについて、自己の責任と費用負担においてあらかじめ当該第三者の承諾を得なければならない。

### 8.2 協議等

- (1) 受注者は、本件実施に当たっては确实、迅速に実施するものとし、官側が必要とする場合は適時来所の上協議し、納品に遅滞を招かないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、不測の事態により、2.2(5)アに定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

### 8.3 環境物品等の調達に関する基本方針の遵守

本役務で調達する物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

### 8.4 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従うものとする。